

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## 障害者相談支援事業に係る委託料

**Q** : 市と委託契約を結び、障害者相談支援事業を行います。この際に受領する委託料はの消費税の取扱いは、どうなりますか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

消費税法では、社会福祉法に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については非課税とされています。

また、社会福祉法においては、障害者総合支援法に規定する「一般相談支援事業」及び「特定相談支援事業」は第二種社会福祉事業とされていますが、「障害者相談支援事業」は、障害者に対する日常生活上の相談支援を行うもので、入所施設や病院からの地域移行等の相談を行う「一般相談支援事業」や、障害福祉サービスの利用に係る計画作成等の支援を行う「特定相談支援事業」には該当せず、また、社会福祉法に規定する他の社会福祉事業のいずれにも該当しないとされています。

そして、当該事業については消費税法上も、非課税の対象として規定されていないことから、当該事業の委託は、非課税となる資産の譲渡等には該当せず、受託者が受け取る委託料は、課税の対象となります。

「障害者相談支援事業」とは、障害者総合支援法に基づき、市町村が行う事業で、障害者等が障害福祉サービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な援助を行う事業とされています。

